
プロジェクト **のれん及び減損**

項目 **IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」へのコメントの検討**

本資料の目的

1. IASB は本年 3 月にディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」(以下「DP」という。)を公表した。コメント期限は本年 12 月 31 日である。DP は、次のトピックから構成される。
 - (1) のれん及び減損プロジェクトの経緯並びに DP の目的及び提案(要約及びコメント募集、第 1 章)
 - (2) 取得に関する開示の改善(第 2 章)
 - (3) のれんの減損及び償却(第 3 章)
 - (4) 減損テストの簡素化(第 4 章)
 - (5) 無形資産(第 5 章)
 - (6) その他の最近の公表物(第 6 章)
2. 第 102 回 ASAF 対応専門委員会(2020 年 10 月 21 日開催)及び第 444 回企業会計基準委員会(2020 年 10 月 22 日開催)では、DP へのコメントの対応のうち、主に、全般的なコメントの方向性を審議した。また、第 102 回 ASAF 対応専門委員会では、コメント・レター総論に関連する質問 2 について、コメントの方向性を審議した。本資料では、当該審議を踏まえて、次の検討を行う。
 - (1) コメント・レター総論の文案
 - (2) コメント・レター総論の文案に関連する質問 7(前項(3))及び質問 2(前項(2))のコメントの方向性

コメント・レターの総論の文案

3. 第 102 回 ASAF 対応専門委員会及び第 444 回企業会計基準委員会では、DP に対する全般的なコメントの方向性(案)として、次を提示した。

- (1) DP は、IASB の本プロジェクトの全体的な目的を、「企業が行う取得に関してのより有用な情報を合理的なコストで投資者に提供できるかどうかを探求すること」であるとしている。我々は、企業結合の開示に改善の余地があることは認めるが、IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビューで識別された優先的な課題はのれんの事後の会計処理であり、その点に重点を置かない当該目的については同意しない。本プロジェクトは、IFRS 第3号の適用後レビューで識別された重点項目であるのれんの事後の会計処理、特に、減損の認識が遅すぎるとの課題に焦点を当てるべきであると考えます。
- (2) のれんの減損損失の認識が遅すぎるとの課題について、IASB はこれまでに様々な検討を行ったが、合理的なコストでこの課題を解決するアプローチを開発するに至っていないと考える。このため、我々は、のれんの減損のみアプローチを維持するとの予備的見解に反対し、この課題を、償却を再導入することで解決すべきと考える。

DP では、のれんの減損損失の認識が遅すぎるとの課題が生じる原因として、経営者の過度の楽観性とシールドディングを識別している。この点、IFRS 第3号が適用されてから概ね15年が経過するが、その間、のれんの残高が概ね増加傾向にあることについて、企業結合の増加も一因であると思われるが、シールドディングによる会計処理の構造的な原因が大きいと考える。たしかに、減損モデルのシールドディング効果はIFRS 第3号を開発する際に認識されていたが、長年の適用を経て当該効果の影響が当初の想定よりも深刻であったことが明らかになってきたと考える。

この点、IFRS 第3号の開発時には、厳格で実用的な減損テストを開発できれば、のれんを償却しなくても財務諸表利用者に有用な情報を提供できるとしていたが、現在の課題は、当初想定したような減損テストの効果があがっていないことを示唆していると考えられる。

このため、現行の減損のみアプローチを維持することはもはや不適切であり、償却を再導入するほか、この問題を解決することはできないものと考えます。

- (3) 取得の目的とその後の業績の開示の提案について、我々はこれまでの我が国の財務諸表利用者の意見聴取を通じて、財務諸表利用者がこの提案に強く賛同していることを承知している。それは、主に、企業結合における取得では設備投資などの他の投資に比して桁違いの金額が投じられることがあり、企業分析を行う上では、他の投資よりもより多くの情報が必要になるにもかかわらず、現状の開示では企業評価を行うに足る情報が収集で

きないと考えているからである。

しかし、そうした財務諸表利用者の期待にかかわらず、次の理由から DP の提案には賛成できないと考えている。

第 1 に、当該開示の提案に対して、財務諸表作成者は、競争上の不利益を被るリスクや開示した指標だけが重要であると誤解されるリスクを強く懸念している。また、財務諸表作成者と監査人の双方が、仮に開示する場合でも、提供する情報の性質と監査可能性から、財務諸表の注記に含めることに反対している。このように、財務諸表利用者と、財務諸表作成者及び監査人の間の意見には隔たりが大きく、我々は双方の意見には相応の根拠があると考えているが、そうした中で、DP は両者が納得可能な実行可能性のある枠組みを提案できていないと考えているからである。

第 2 に、当該開示の提案に焦点が当たることで、IFRS 第 3 号の適用後レビューで指摘された課題のうち、優先度が高いとされたのれんの事後の会計処理の課題への焦点が曖昧になってしまうおそれがあるからである。当該開示の提案は、のれんの減損の認識が遅すぎるとの課題に直接対応するものではないため、開示が改善されても、当該課題は残り続ける可能性がある。

第 3 に、仮に開示する場合でも、提案される開示が企業の戦略や成果の分析に係る情報であるため、それを財務諸表の注記とする根拠が十分でないと考えられるためである。ASBJ 事務局は、当該情報は財務諸表本表の補足を超えるものであると考えている。

- (4) 米国 FASB でも現在、償却の再導入に係る議論が行われており、今後、IASB と FASB が緊密に連携して、のれんの事後の会計処理に取り組むことを期待する。

4. 第 102 回 ASAF 対応専門委員会及び第 444 回企業会計基準委員会では、前項の全般的なコメントの方向性（案）について、IASB が IFRS 第 3 号の適用後レビューで指摘された課題のうち、のれんの減損損失の認識が遅すぎるとの課題に重点を置くべきであるとする方向性に異論は聞かれなかった。その一方で、開示の提案に反対するとの前項(3)の方向性に関連して、審議事項(1)-2 のとおり、次の意見が聞かれた。

- (1) のれんの減損損失の認識が遅すぎるとの課題が優先されることに違和感はないが、仮に償却の再導入が認められたとしても、開示が十分ではないという課題はなお残る。このため、開示の改善が不要であると捉えられないように表現に留意すべきである。改善にあたっては開示の内容と場所に議論があることは

理解するため、例えば、本プロジェクトと別に、IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」の改善で財務諸表利用者と財務諸表作成者が納得する枠組みを追求するなどの対応が考えられる。

(2) 本プロジェクトの軸がぶれないようにすべきであり、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューで特に優先度が高いとして指摘された課題(のれんの減損の認識が遅すぎるとの課題)の対応を重視すべきとのコメントの方向性に賛同する。一方で、企業結合に係る現行の開示にも改善の余地はあるため、のれんの減損損失の認識が遅すぎるとの課題とは切り離して、開示の改善に関して、関係者が折り合う水準を見出すための建設的な議論を進めていくことも重要であるとする。

5. この点、開示の改善という課題は、のれんの減損損失の認識が遅すぎるとの課題よりも優先度は低いものの、IFRS 第 3 号の適用後レビューで識別された課題であり、この課題への対応を進めることで IFRS 第 3 号の改善につながる可能性がある。ただし、第 102 回 ASAF 対応専門委員会において聞かれたように、多岐にわたる財務諸表利用者の要望の中で会計基準設定主体が取り組むべき課題を整理して対応すべきとの意見や、提供される情報によっては財務諸表の注記に含めることが検証可能性の懸念を生じさせる可能性があるとの意見があり、現在の提案は受け入れることができないと考える関係者が多いと考えられる。このため、のれんの減損損失の認識が遅すぎるとの課題の取組みを優先しつつ、それとは別に、関係者が折り合う開示の水準を見出すための取組みを建設的に進めることを期待する旨を伝えていくことが考えられる。
6. 上記を踏まえて、本資料第 3 項の全般的なコメントの方向性(案)の(3)の末尾に以下を加える。

我々は、取得のその後の業績に関する開示については、IFRS 第 3 号の適用後レビューで識別された課題の 1 つであると認識しているが、DP の現在の提案を受け入れることができないと考える関係者も多い。このため、のれんの減損損失の認識が遅すぎるとの課題の取組みと別に、関係者が合意可能な開示の水準を見出すための議論を建設的に進めることを期待する。

ディスカッション・ポイント 1

コメント・レター総論の文案について、ご意見をいただきたい。

コメント・レター総論の文案に関連する質問 7 及び質問 2 のコメントの方向性

質問 7 (のれんの減損及び償却 (第 3 章))

7. 質問 7 では、取得後ののれんの会計処理に関して、のれんの償却の再導入の是非に関して質問されている。以下では質問 7 のコメントの方向性を検討する。

質問 7
<p>3.86 項から 3.94 項は、のれんの事後の会計処理に関し、のれんの償却を再導入すべきではなく減損のみのモデルを維持すべきであるという当審議会の予備的見解の理由を要約している。</p> <p>(a) 当審議会がのれんの償却を再導入すべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か（当審議会が償却を再導入するとした場合でも、会社はやはり、のれんが減損しているかどうかをテストすることが必要となる。）。</p> <p>(b) のれんの償却についての回答者の意見は 2004 年以降に変化したか。2004 年以降にどのような新たな証拠又は議論が生じて、回答者が意見を変える又はすでに有していた意見を確認することとなったのか。</p> <p>(c) 償却の再導入は、のれんに係る減損損失を会社が適時に認識していないという懸念（質問 6(c) 参照）の主要な理由を解決することになるか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>(d) 取得のれんは、同じ資金生成単位においてその後に内部で創設されたのれんとは別個のものとするか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>(e) 償却を再導入するとした場合、会社は償却費を足し戻すように新たな経営者業績指標を修正するか又は作成すると回答者は考えるか（経営者業績指標は、公開草案「全般的な表示及び開示」で定義されている）。賛成又は反対の理由は何か。減損のみのモデルにおいて、会社は経営者業績指標において減損損失を足し戻しているか。賛成又は反対の理由は何か。</p> <p>(f) のれんの償却の再導入を支持する場合、のれんの耐用年数と償却パターンをどのように決定すべきか。回答者の意見では、これは投資者への情報の有用性を高めることにどのように寄与するのか。</p>

(コメントの方向性)

8. 減損損失の認識が遅すぎるとの問題への対応のため、これまでの意見発信と同様に減損テスト付きののれんの償却を支持することが考えられる。当委員会がこれ

までに主張してきた償却を支持する論拠は次のようなものであった。

- (1) のれんは主として超過収益力を表す資産であり、減価する資産であると考えている。のれんの償却はそうした減価を反映するとともに、自己創設のれんの認識を回避することになる。
 - (2) のれんの減価を、償却を通じて各報告期間の純損益に反映させることで企業結合後の成果を適切に表すことが可能となり、投資者に目的適合性のある情報を提供するものとする。
 - (3) のれんの償却は、財務諸表作成者のコストの低減に寄与することが期待される。
 - (4) のれんの償却は、のれんの減損損失の認識が遅すぎるとの問題に対する懸念に対処するための、実務的で効果的なアプローチである。
9. 我が国の関係者に対して行った意見聴取では、財務諸表作成者については大半の企業が前項の償却を支持する意見に同意していた。財務諸表利用者については、前項の償却を支持する意見も多く聞かれたが、減損のみアプローチの維持を支持する意見も聞かれた。減損のみアプローチの維持を支持する意見の理由は次のようなものであった。
- (1) のれんの償却費は足し戻した上で分析を行っている。
 - (2) 実態に変化がなくても償却の満了前後で利益水準が変化するが、それは財務諸表利用者には有用な情報を提供しない。
 - (3) のれんに係る事業の業績が好調で、価値が落ちていないものなど、一律に償却することが適切でないものがある。
 - (4) キャッシュ・フローに基づいて事業評価を行う場合、のれんの償却と減損は無差別に見えるが、減損は経営者の意識付けの観点で重要であり、経営者が行った投資の説明責任を明確にする。
10. 前項の意見は、それぞれ一定の根拠はあるものと考えられるが、他の償却性資産においても同じ問題が生じ得ること、償却後の利益も経営者の業績を評価する指標になり得ること、のれんの減損損失の認識が遅く期待される役割を果たしていない可能性があるとの認識があることを踏まえると、これまでの償却を支持する当委員会の考え方を変更するまでには至らないと考える。
11. なお、DP では、議論を前に進めるために、主張を支える新たな証拠や議論を求めている。この点、当初 IFRS 第 3 号が開発された際に、のれんの償却を採用しなかった論拠として次のものがある。
- (1) 取得したのれんの耐用年数及びのれんの減価のパターンは、一般に予測不能であ

る。恣意的な期間でのれんの定額償却を行っても、有用な情報を提供することはできない。

→ この点、耐用年数及び減価のパターンの予測の困難さは、のれんに限ったものではなく、償却する資産全般に関係する。また、企業は、通常、買収にあたり被取得企業の事業などについて十分な分析を行ったうえで買収するか否かを決定するため、耐用年数の見積りは可能であると考えられる。のれんの減価のパターンが合理的に予測可能なものではないとしても、ある事業年度において減価が全く認識されない可能性がある方法よりも、一定の期間にわたり規則的な償却を行うことにより、毎期の減価を認識する方法が合理的であると考えられる。しかし、この点は、これまでも指摘されており、新たな証拠とは言えない。

- (2) のれんが資産である場合、(例えば広告と顧客サービスに資源を費消することなどによって) 企業がのれんの全体的な価値を維持できる場合には、企業結合で取得したのれんが費消され、自己創設のれんによって置換されるということは事実である。しかし、企業結合後における支出により創出される自己創設のれんが認識されない状況において、企業結合で取得したのれんの費消を表す償却費の有用性については疑問がある。

→ これは、企業結合後の支出とのれんの償却費の二重計上を問題にしたものと考えられるが、支出の対象が異なるため、これは二重計上には当たらないと考えられる。しかし、この点も新たな証拠とは言えない。

- (3) 厳格で実用的な減損テストを開発できれば、のれんを償却しなくても、財務諸表利用者に、より有用な情報を提供することができる。

→ ASBJ は、2016 年及び 2020 年にのれんの定量的調査を行っており、減損のみアプローチが世界的に適用されるようになって以降、経済環境の変化があっても、世界的にのれんの残高が概ね増加する傾向にあり、費用化の年数が、償却が適用されていたときの上限の期間を大幅に超えていたことを確認した。これに関して、IFRS 第 3 号の適用後レビューで識別された課題への対応として、IASB は、減損テストの有効性の改善の取組みを行ったが、その取組みの過程で、減損テストの有効性の改善が困難である主な原因は、減損テストの仕組みにあることが判明した。また、その仕組みは 2004 年以前に分かっていたが、減損損失の認識の遅れが顕著に表れる深刻なものであることが分かってきた。これは、新たな証拠であると考えられる。

- (4) (1)-(3)に加えて、償却を採用しなかったことについて、財務諸表利用者はキャッシュ・フローに基づいて企業を評価するため、償却の情報は財務諸表利用者にとって目的適合性が乏しいことが論拠とされることが多い。

→ これについて、ASBJが2017年に我が国のアナリストに対して行った調査では、財務諸表利用者の分析手法は様々であり、キャッシュ・フローの情報と会計情報（のれん償却後の利益に関する情報等）の両方に着目するアナリストが一定程度存在することが分かってきた。このように、キャッシュ・フローに着目するから償却の情報が不要とは単純に言えず、企業評価の目的によって、財務諸表利用者は償却の情報をを用いる場合がある。これは、新たな証拠であると考えられる。

12. 各質問への回答は次のとおりである。

3.86項から3.94項は、のれんの事後の会計処理に関し、のれんの償却を再導入すべきではなく減損のみのモデルを維持すべきであるという当審議会の予備的見解の理由を要約している。

(a) 当審議会がのれんの償却を再導入すべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か（当審議会が償却を再導入とした場合でも、会社はやはり、のれんが減損しているかどうかをテストすることが必要となる。）。

(a) のれんの償却を再導入すべきではないとの予備的見解に賛成しない。なぜなら、減損テストの有効性の改善を図らずに、現行の減損のみアプローチを維持したとしても、減損損失の認識が遅すぎるとの問題の解決にならないからである。これまで、IASBは当該アプローチの有効性の改善を図る取組みを行ったが、合理的なコストでそれを達成することは困難であった。このため、当該問題を会計処理の観点で解決するには償却の再導入しか方法はないと考える。

(b) のれんの償却についての回答者の意見は2004年以降に変化したか。2004年以降にどのような新たな証拠又は議論が生じて、回答者が意見を変える又はすでに有していた意見を確認することとなったのか。

(b) 当方の意見は2004年以前から変化はない。当方の意見は2004年以降の次の証拠から確認された。

(i) 減損のみアプローチが世界的に適用されるようになって以降、経済環境の変化があっても、世界的にのれんの残高が概ね増加する傾向にあり、費用化の年数が、償却が適用されていたときの上限の期間を大幅に超えていたことを確認したこと。

(ii) IFRS第3号の適用後レビューで識別された課題への対応として、IASBは、減損テストの有効性の改善の取組みを行ったが、改善を図ることが

困難なことが判明したこと。

(iii) 財務諸表利用者の分析手法は様々であり、企業評価の目的によっては、財務諸表利用者は償却の情報をを用いる場合があること。

(c) 償却の再導入は、のれんに係る減損損失を会社が適時に認識していないという懸念（質問 6(c)参照）の主要な理由を解決することになるか。賛成又は反対の理由は何か。

(c) 償却の再導入との結論には賛成するが、のれんに係る減損損失を会社が適時に認識していないとの懸念を生じさせる主な原因のシールドディングを償却の再導入が直接、取り除くとは考えない。しかし、償却は、少なくとも、のれんに係る費用を遅すぎることなく認識することにつながるため、減損損失の認識が遅すぎるとの問題は生じないと考える。また、収益と対応を図ることで、支出を上回る成果が得られているかに関する有用な情報を提供するものとする。

(d) 取得のれんは、同じ資金生成単位においてその後に内部で創設されたのれんとは別個のものとするか。賛成又は反対の理由は何か。

(d) 取得のれんは、その後に内部で創設されたのれんとは別個のものとする。減損の会計処理のように、資金生成単位で回収可能価額を算定するため、同じ資金生成単位に含まれる取得のれんと自己創設のれんを区別できないケースもあるが、企業が自らの経済的資源を利用してどのようなリターンを生み出すかの財務業績に関する情報を提供するためには、投資とそれによりもたらされるリターンを区別する必要がある、両者を別個のものとするべきとする。

(e) 償却を再導入するとした場合、会社は償却費を足し戻すように新たな経営者業績指標を修正するか又は作成すると回答者は考えるか（経営者業績指標は、公開草案「全般的な表示及び開示」で定義されている）。賛成又は反対の理由は何か。減損のみのモデルにおいて、会社は経営者業績指標において減損損失を足し戻しているか。賛成又は反対の理由は何か。

(e) 償却を再導入する場合、経営者業績指標において償却費を足し戻すよう調整を行う可能性があるとするが、これは主に、疑似的なキャッシュ・フローの大きさを示す指標を提示することを目的とするものと考えられる。

また、減損のみのモデルでも、同様の目的から、経営者業績指標において減損損失を足し戻すように調整を行うと考えられる。

このため、経営者業績指標において償却を足し戻す調整を行うことが償却

の情報価値が低いことを示すものではないと考える。

(f) のれんの償却の再導入を支持する場合、のれんの耐用年数と償却パターンをどのように決定すべきか。回答者の意見では、これは投資者への情報の有用性を高めることにどのように寄与するのか。

(f) 基本的に、取得によりキャッシュ・フローが増加することを見込む期間とし、上限を 10 年とすることが考えられる。これは、経営者の見積りを基礎とすることにより、情報の目的適合性を追求しつつ、効果を期待する期間が長期になり得る中で一定の上限を設けることが適切と考えるためである。

質問 2（取得に関する開示の改善（第 2 章））

13. 質問 2 では、取得に関する開示の改善の提案のうち、取得のその後の業績の開示の追加について質問されている。

質問 2

2.4 項から 2.44 項は、取得のその後の業績に関する新たな開示要求を追加すべきであるという当審議会の予備的見解について論じている。

(a) それらの開示要求は 2.4 項で識別された論点（すなわち、取得のその後の業績に関するより良い情報に対する投資者のニーズ）を解決すると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 下記(i)から(vi)の開示の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(i) 取得日現在の取得に関する戦略的根拠及び経営者（最高経営意思決定者（CODM））の目的について情報の開示を会社に要求すべきである（2.8 項から 2.12 項参照）。IFRS 第 8 号「事業セグメント」の第 7 項は、「最高経営意思決定者」という用語について論じている。

(ii) 当該目的を果たしているかどうかに関する情報の開示を会社に要求すべきである。当該情報が基礎とすべきなのは、当審議会が定める指標ではなく、取得が目的を満たしているかどうかを経営者（CODM）がどのようにモニターし測定するのかである（2.13 項から 2.40 項参照）。

(iii) 経営者（CODM）がある取得をモニターしていない場合には、その旨の開示とモニターしていない理由の説明を会社に要求すべきである。当審議会は、そのような場合に指標の開示を会社に要求すべきではない（2.19 項から 2.20 項参照）。

- (iv) 経営者 (CODM) が取得が目的を果たしているかどうかを確かめるために取得をモニターし続けている限り、上記(ii)の情報の開示を会社に要求すべきである (2.41 項から 2.44 項参照)。
 - (v) 経営者 (CODM) が、取得年度後 2 回目の年度の終了前に、当該目的が果たされているかどうかのモニタリングを停止する場合には、その旨及び停止した理由の開示を会社に要求すべきである (2.41 項から 2.44 項参照)。
 - (vi) 経営者 (CODM) が、取得の目的が果たされているかどうかをモニターするために使用する指標を変更する場合には、新たな指標及びその変更の理由の開示を会社に要求すべきである (2.21 項参照)。
- (c) 提供される情報は、会社の CODM がレビューしている情報及び取得に基づくべきであることに同意するか (2.33 項から 2.40 項参照)。賛成又は反対の理由は何か。会社の開示が CODM がレビューしているものに基づく場合、会社が取得に関する重要性がある情報を投資者に提供しないという懸念をしているか。会社の開示が CODM がレビューしている取得に基づかない場合、開示の分量が負担となるという懸念をしているか。
- (d) 商業上の機密に関する懸念 (2.27 項から 2.28 項参照) が、取得についての経営者 (CODM) の目的に関する情報及び当該目的が果たされているかどうかをモニターするために使用される指標に関する情報を、会社が開示することの妨げとなる可能性があるか。賛成又は反対の理由は何か。商業上の機密は、投資者が情報を必要としている場合に会社が当該情報の一部を開示しない妥当な理由となり得るか。賛成又は反対の理由は何か。
- (e) 2.29 項から 2.32 項は、取得についての経営者 (CODM) の目的及び当該目的を果たす上での進捗度をモニターするために使用される指標を示す情報は、将来予測的な情報ではないという当審議会の見解を説明している。むしろ、当審議会は、当該情報は取得時における経営者 (CODM) の目標を反映するものと考えている。回答者の法域において会社がこうした情報を開示する能力に影響を与える可能性のある何らかの制約はあるか。そうした制約はどのようなもので、どのような影響を与える可能性があるか。

(コメントの方向性)

14. ASBJ 事務局が実施した関係者に対する意見聴取では、次の意見が聞かれている。

財務諸表利用者

(1) 取得の目的、取得のその後の業績に関する情報を開示することについて

- ① 当該開示は、重要な企業結合が行われた場合に、これまでも財務諸表利用者が必要と考えてきた情報であり、当該開示がないことで分析が制約されてきた。

- ② 当該開示は、企業評価の基礎となる情報を提供し、財務諸表利用者と財務諸表作成者の対話を促進する。こうした情報は、リスクの把握や企業の将来の業績の見通しに役立つ。
 - ③ 企業結合は、設備投資など他の投資に比べて桁違いの金額が投じられる場合があり、企業分析を行う上では、他の投資よりもより多くの情報が必要になる。
- (2) 開示する場所について
- ① 情報の信頼性確保のため、監査対象である財務諸表の注記とすることが望ましい。
 - ② 有価証券報告書、決算短信の情報だけでなく、参考資料の情報も基礎としてファンダメンタルズ分析を行うので、財務諸表の注記であることに強く拘らないが、企業間で開示の水準のばらつきがないことが望ましい。

財務諸表作成者

- (1) 取得の目的、取得のその後の業績に関する情報を開示することについて
- ① DP の説明があっても機密情報及び将来予測的な情報の開示につながることへの懸念が緩和されない。
 - ② モニタリング指標を開示する場合、それが経営者のコミットメントと受け取られる恐れがある。
 - ③ 開示した指標のみが最重要指標として捉えられ、投資家に誤解を与えかねない。
 - ④ 企業結合は様々な投資の一形態であり、企業結合だけ手厚い開示が要求されることに違和感がある。
- (2) 開示する場所について
- ① 企業の戦略やガバナンスに係る情報は、財務諸表の注記の性質（本表の補足、過去情報等）を満たさず、財務諸表の注記として開示すべきでない。
 - ② 財務諸表の注記とされた場合には、会計監査に耐えうる合理的な裏付けが必要となるが、定量的な情報にはその水準の裏付けを確保できないものも多い。

監査人

- (1) 取得の目的、取得のその後の業績に関する情報の監査について

- ① 提案の実行には様々な懸念があり、特に財務諸表の注記に馴染まない項目や、監査が困難な項目があり、財務諸表の注記とすべきか否かの線引きを明確にすべきである。
15. 上記のような意見も踏まえ、取得の目的、目的の達成度を測る指標、その後の業績を開示するとの予備的見解について、現時点の提案内容では賛成できないとすることが考えられる。その理由は次のとおりである。
- (1) 財務諸表利用者と財務諸表作成者の間の意見の隔たりが大きく、DP では両者が納得可能な枠組みが提案されていないこと。
- ① ASBJ 事務局が行った意見聴取では、財務諸表利用者は、概ね提案を支持し、例えば、取得はしばしば桁違いの金額が投じられるにもかかわらず、その目的や成果に係る情報が不足しており、企業評価が制約されていたとの意見があった。これに対して、財務諸表作成者は、概ね提案に反対しており、開示内容、開示の期間、開示の場所について提案に同意していなかった。
- ② DP2. 22 項は提案の開示に対する懸念として、次の3点が示されているが、このうち(イ)及び(ウ)の懸念が解消されていない。
- (ア) 取得した事業が統合されているため、提供することが不可能である。
- (イ) 商業上の機密である。
- (ウ) 将来予測的なものである。
- (イ)については、DP2. 27 項で「経営者の目的を理解し当該目的に対して経営者に説明責任を求めるために投資者が必要としている情報は、他の利害関係者が当初に考えていたほど詳細で正確なものである必要はない場合がある」としているが、具体的な水準が示されない中でこの記述に納得する財務諸表作成者はいなかった。また、(ウ)の懸念は、(3)の開示の場所に関連する。
- (2) 予備的見解のパッケージとしてコストと便益のバランスを量るアプローチの下で、開示の改善に焦点が当たることで、IFRS 第3号の適用後レビューで指摘された課題、特に、優先度が高いとされた減損テストの有効性の改善やのれんの事後の会計処理の課題への焦点が曖昧になってしまうおそれがあること。
- (3) 仮に開示される場合でも、次の理由から財務諸表の注記とすべきとは考えないこと。

- ① 企業の戦略や、成果の分析に係る情報が提示されるため、財務諸表本表の補足を超える情報提供となる可能性がある。
- ② 今回の提案と同様の開示は、IFRS 実務記述書第1号「経営者による説明」で、企業の事業全体について提示されており、同様の趣旨であれば、財務諸表の注記以外で説明することが整合的である。
- ③ DP2.32 項では、すべての会社が同じ条件で情報提供を行うことを確保するために、財務諸表の注記とすることが提案されているが、企業評価に有用な情報は財務諸表の内外にある中で、財務諸表に含めることのリスク（財務諸表が読みにくくなる、説明の自由度が低下する）に関する比較衡量が行われていない。

16. なお、本資料第5項で検討したように、開示の改善の課題はIFRS第3号の適用後レビューで識別された課題である一方、現在の提案は受け入れることができないと考える関係者が多いと考えられるため、のれんの減損損失の認識が遅すぎるとの課題の取組みを優先しつつ、それとは別に、関係者が折り合う開示の水準を見出すための取組みを進めることを期待する旨を伝えていくことが考えられる。

その際、検討の方向性を代替案として示していくことが考えられるが、我が国の関係者に対する意見聴取の結果が対照的で方向性が見出しにくいこと、また、IASBは開示に関するフィールドワークの実施を説明しており、この結果が今後の検討に影響を与える可能性があることを踏まえ、DPに対するコメントでは検討の方向性を特段、示さないことが考えられる。また、第102回ASAF対応専門委員会では、当該検討をIFRS実務記述書第1号「経営者による説明」の改善として提案することが示唆されたが、まずは、財務諸表利用者のニーズを財務諸表の注記に反映するか否かが検討の出発点になると考えられるため、IFRS実務記述書第1号の改善について、特段の言及は行わないことが考えられる。

17. 各質問への回答の方向性は次のとおりである。

2.4 項から 2.44 項は、取得のその後の業績に関する新たな開示要求を追加すべきであるという当審議会の予備的見解について論じている。

(a) それらの開示要求は 2.4 項で識別された論点（すなわち、取得のその後の業績に関するより良い情報に対する投資者のニーズ）を解決すると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

(a) 予備的見解が財務諸表利用者のニーズに対応することは同意する。しかし、予備的見解には次の懸念があり、DPの現在の提案には賛成できない。

(i) 財務諸表利用者と財務諸表作成者の間の意見の隔たりが大きく、両者

が納得可能な枠組みが提案されていないこと。

(ii) 予備的見解のパッケージとしてコストと便益のバランスを量るアプローチの下で、優先度が高いとされたのれんの事後の会計処理の課題への焦点が曖昧になってしまうおそれがあること。

(iii) 仮に開示される場合でも、財務諸表の注記とすべきとは考えないこと。

なお、開示の改善の課題は IFRS 第 3 号の適用後レビューで識別された課題である一方、現在の提案を受け入れることができないと考える関係者が多いと考えられるため、のれんの減損損失の認識が遅すぎるとの課題の取組みを優先しつつ、それとは別に、関係者が折り合う開示の水準を見出すための取組みを進めることを期待する。

(b) 下記(i)から(vi)の開示の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (i) 取得日現在の取得に関する戦略的根拠及び経営者（最高経営意思決定者（CODM））の目的について情報の開示を会社に要求すべきである（2.8 項から 2.12 項参照）。IFRS 第 8 号「事業セグメント」の第 7 項は、「最高経営意思決定者」という用語について論じている。
- (ii) 当該目的を果たしているかどうかに関する情報の開示を会社に要求すべきである。当該情報が基礎とすべきなのは、当審議会が定める指標ではなく、取得が目的を満たしているかどうかを経営者（CODM）がどのようにモニターし測定するのかである（2.13 項から 2.40 項参照）。
- (iii) 経営者（CODM）がある取得をモニターしていない場合には、その旨の開示とモニターしていない理由の説明を会社に要求すべきである。当審議会は、そのような場合に指標の開示を会社に要求すべきではない（2.19 項から 2.20 項参照）。
- (iv) 経営者（CODM）が取得が目的を果たしているかどうかを確かめるために取得をモニターし続けている限り、上記(ii)の情報の開示を会社に要求すべきである（2.41 項から 2.44 項参照）。
- (v) 経営者（CODM）が、取得年度後 2 回目の年度の終了前に、当該目的が果たされているかどうかのモニタリングを停止する場合には、その旨及び停止した理由の開示を会社に要求すべきである（2.41 項から 2.44 項参照）。

(vi) 経営者（CODM）が、取得の目的が果たされているかどうかをモニターするために使用する指標を変更する場合には、新たな指標及びその変更の理由の開示を会社に要求すべきである（2.21項参照）。

(b) 各質問への回答は次のとおりである。

(i) 一部、賛成し、一部、反対する。取得日現在の取得に関する戦略的根拠及び経営者の目的については、仮に開示するとしても、財務諸表以外で開示すべきと考える。理由は前項(3)のとおりである。ただし、現行でも、企業結合の理由についての開示が要求されていることから、それと同様に、戦略的根拠等のハイレベルの説明は含められてよいと考える。

(ii) 反対する。経営者の目的を果たしているかどうかに関する情報の開示は、仮に開示するとしても、財務諸表以外で開示すべきと考える。理由は前項(3)のとおりである。

一方、仮に開示する場合、経営者がモニターし測定する指標に基づくべき点は賛成する。これは、企業結合の理由や態様は様々であり、画一的な開示は馴染まないと考えられるためである。

(iii) 反対する。企業にとって重要な取得であれば、程度の差はあっても経営者はモニターを行うと考えられる。これが開示しないことへの牽制のための規定であれば不要と考える。

(iv) 反対する。取得した事業のモニターは、状況に対応して形態を変えて継続することが予想される。経営者が注目する度合いに変化はあっても、モニターの有無を明確には判別しにくいいため、取得の開示をいつまでも継続する結果になる可能性がある。

(v) 反対する。仮に開示が行われる場合、2年の目安を設けることで、(iv)と(v)の関係について誤解される恐れがあり、2年で開示を終了してよいと受け取られる可能性がある。

(vi) 反対する。経営者は環境に応じて目的の達成度を測る指標を変更することが通常と考えられるため、会計方針のような一貫性を求めることは適さず、内部管理の実情に沿っていないと考えられる。

(c) 提供される情報は、会社のCODMがレビューしている情報及び取得に基づくべきであることに同意するか（2.33項から2.40項参照）。賛成又は反対の理由は何か。会社の開示がCODMがレビューしているものに基づく場合、会社が取得に関する重要性がある情報を投資者に提供しないという懸念をし

ているか。会社の開示が CODM がレビューしている取得に基づかない場合、開示の分量が負担となるという懸念をしているか。

- (c) 反対する。関係者の一部は賛成だったが、業種業態によるのではないかとの意見や、CODM も細かいレベルの取得をモニターしているので、重要な取得のスクリーニングに役立たないとの意見があった。このため、企業ごとに取得の重要性を判断するべきと考える。また、現行の開示と提案の開示で対象となる取得の範囲が異なることとする必要はないと考える。

(d) 商業上の機密に関する懸念(2.27項から2.28項参照)が、取得についての経営者(CODM)の目的に関する情報及び当該目的が果たされているかどうかをモニターするために使用される指標に関する情報を、会社が開示することの妨げとなる可能性があるか。賛成又は反対の理由は何か。商業上の機密は、投資者が情報を必要としている場合に会社が当該情報の一部を開示しない妥当な理由となり得るか。賛成又は反対の理由は何か。

- (d) 商業上の機密に関する懸念が、企業が開示することの妨げとなる可能性があることに賛成する。開示により競争上の不利益が生じる可能性が考えられ、人材に関連する情報の開示は統合の遂行に影響を与える可能性がある。

(e) 2.29項から2.32項は、取得についての経営者(CODM)の目的及び当該目的を果たす上での進捗度をモニターするために使用される指標を示す情報は、将来予測的な情報ではないという当審議会の見解を説明している。むしろ、当審議会は、当該情報は取得時における経営者(CODM)の目標を反映するものと考えている。回答者の法域において会社がこうした情報を開示する能力に影響を与える可能性のある何らかの制約はあるか。そうした制約はどのようなもので、どのような影響を与える可能性があるか。

- (e) 我が国において、取得時の目標の開示を行うことに影響を与える可能性のある直接の制約はないと考える。

ディスカッション・ポイント2

DP 質問 7 及び質問 2 の個別項目へのコメントの方向性について、ご意見をいただきたい。

以上